

円を充当し二億二千万円を積み立てるものでありまして、本年度積立金総額を四億一千九百九十一万五千円としようとするものでございます。なお、参考までに申し上げますが、都市施設整備基金の総額は十五億八千二百五万七千八百二十七円と相なる次第でございます。次に六ページをお開きいただきたいと思います。予備費につきましては都市施設整備基金への積立金の計数の関係から四百十二万六千円を減額し基金に充当したため、予備費総額は二千二十四万四千円としようとするものでございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議くだされ原案どおり御可決くださりますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終了いたします。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号については、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十二議案第三十三号西住宅地区周辺排水路(シールド部その三)工事請負契約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○総務部長（浅見裕康君登壇）

御指名をいただきましたので、議案第三十三号西住宅地区周辺排水路（シールド部その三）工事請負契約につきまして、説明申し上げます。

本議案は、昭和五十三年から公共下水道整備事業の一環といたしまして、福生、羽村、瑞穂地区において西住宅地区周辺排水路シールド部その三工事を施工するに当たりまして、本工事の予定価額が九千万円以上となっているための議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二十条の規定に基づきまして議会の議決を得るための提案申し上げます。

それでは、まずその工事の概要につきまして説明を申し上げます。

本工事の施工場所につきましては別添にございます資料の案内図のとおりでございますが、国道一六号線の第二ゲートの北側二百五十メートルのシールド部その三として現在工事を行っております立坑地点から国道一六号線を羽村、瑞穂町方面へ石畑交差点までと、それ

から瑞穂町の町道一八六号線の八高線を横断した地点までの間でございまして、その間、延長一千九百十二・七〇メートル、この区間に管の内径二千ミリの排水管の布設をいたそうとするもので、国道一六号線部分につきましては一千八百三十五・七〇メートルはシールド工法によりまして、さらに町道部分の七十七メートルは推進工法により施工をしようとするものでございます。

なお、工期が非常に長期間にわたりますので、念のため年度別の工事量について補足して説明申し上げます。

まず昭和五十六年度分は、第一次覆工延長五百三十五・六二メートル、それから五十七年度分は、第一次覆工延長三百四十五メートル、昭和四十八年度分は第一次覆工延長九百五十五・〇七三メートル、それと第二次覆工延長一千五百十七・七メートル及び推進の延長七十七メートル、それと人孔二カ所に相なっております。それから昭和五十九年度分は第二次覆工延長三百十八メートル、人孔一カ所、こういうふうに一応内訳が相なっております。以上が工事の概要でございます。

次に契約の關係につきまして御説明申し上げます。

契約の内容につきましてはこの議定書に記載のとおりでございますが、一応この順をもち説明をさせていただきます。

まず契約の目的は西住宅地区周辺排水路（シールド部その三）工事施工のためでございます。

契約の方法につきましては指名競争入札による契約でございますが、なおこの工事の発注に際しましては、本件の予定価格が三億円を超えるため中小業者の受注機会の増大を図るため、市における受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事等の発注取扱要項に基づきまして大手業者と中小業者とも絡んで共同企業体を結成させるとともに、今回は工事量が多いということ等を勘案いたし、さらに大手十社を加え、三社による共同企業体方式を採用いたしております。

そして契約の金額は記載のとおり十三億五千五百万円と相なっております。なお、年度別にこの契約金額を基準に区分する工事金額を申し上げますと、昭和五十六年度分といたしましては三億四千四百八十

万円、昭和五十七年度分といたしましては二億五百万円、昭和五十八年度分といたしましては七億五千八百九十万円、昭和五十九年度分といたしましては四千六百三十万円、合計で十三億五千五百万円と相なっております。なお、この入札の経過につきましてはやはり資料として裏面に添付してございす入札の結果を示す調書のとおりでございますので、御参考にご供していただきたいと思います。

次に工期でございますが、契約の確定の日から昭和五十九年八月三十一日までということに相なっております。

最後に、契約の相手方でございますが、東京都千代田区神田神保町二丁目四番地、飛島・東急・田村建設共同企業体でございます。代表者につきましては東京都千代田区九段南二丁目三番二十八号、飛島建設株式会社、代表取締役社長飛島 齊。東京都渋谷区渋谷二丁目十六番十四号、東急建設株式会社、代表取締役八木 勇平。それから、東京都福生市志茂百六十一番地、田村建設工業株式会社、代表取締役田村誠一。以上のようになっております。

以上、まことに難駁な説明でございますが、議定書第三十三号西住宅地区周辺排水路（シールド部その三）工事請負契約につきましても、提案理由及びその内容につきましても、説明にかえらせていただきます。よろしく慎重御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番（貫井喜代次君） 幾つか伺います。

まず、契約金額も大きいし、工期も四カ年におたっているというふうなこともあり、その中で、どういうふうなこれが工事が施工されていくのかというふうなこともあり、幾つか質問するわけですが、幾つか、とにかく、この議定書がきのうの十時過ぎに届いたもので、余り勉強する時間がなかったということがあります。したがって、質問の内容も、当を得ないというふうなこともあるかと思いますが、それらはひとつ御了承願いたいと思います。

まず、この契約金額の中には図にあるとおり羽村、瑞穂地区の工事も含まれていると思います。それで、ただいま説明の中で、五十六年から五十九年までの工事の延長あるいは工事金額等の説明がありました。

ですから、その点はわかりましたが、この瑞穂、羽村地区の工事に対して、両町では、この工事に対してどのような予算措置、その他手続を取っているのか。負担金であろうと思いますが、そうしますと、負担金の額が五十六年度から五十九年度まで両町に対して幾ら払っていくか。また、羽村分、瑞穂分の工事の延長が幾らか。それで、その工事費は幾らか、いわゆる負担金になります。これは幾らか、年度ごとにひとつ説明をお願いしたいわけです。

それから、先ほど申し上げましたように、工期が五十九年八月三十一日となっているわけですが、この四カ年という長い工事ですが、これは自治法に定められている継続費や、法二百十二条あるいは法二百十三条の繰越明許費あるいはまた法二百十四条の債務負担行為、こういうふうなことがあります。こういう関係について、これは債務負担行為で現在やったと

いうふうなこともございますけれども、それでは、この地方財政法にうたわれて
ある、この、いわゆる地方公共団体における年度間の財政運営の考慮
ということに対してどういうふうなこれを見られておるのか。年度が長いから
私は聞くわけですが。そういうふうなことをひとつ御説明をいただけれ
ばと思うわけですが。

まず第一点は年度ごとの全体の延長はさっき説明がありましたけれ
ども、それでは瑞穂、羽村の工事の延長、これに対する負担金額、
十三億円というあれが決まっている人ですから、そういうふうな内容もあ
ると思います。それは経済情勢の変動等によって多少これも変わっ
てくることは、これはわかりますけれども、そのようなことが出てくると思いま
すので、それらをひとつ説明をお願いしたいと思います。

○建設部長(内田和雄君) 負担金の率でございますが、これは昭和五十四
年五月二十二日に羽村町の町長、それから瑞穂町町長、福生市
長で事業の事務委託に関する規約を、事務委託に関する契
約付属協定の締結を行っております。その中で負担割合が決まっ

ております。

率を申し上げますと、市の負担割合は、これは国庫補助がございま
すが、総体の八〇%が国庫補助になります。それから、あとその残りの二〇
%をそれぞれの市町が負担するわけですが、羽村町が五・六五%、
それから瑞穂町が一・八九%、それから福生市が八・四六%でございます。

これは多摩川から現在最後まで工事の負担割合でございます。

それで、今回の金額でございますが、全体計画をいま入札価格を申し
上げましたが、計画におきましては十四億九千万円という計画でこの工事
を計画したわけですが、これは事務費まで全部入っている金額
でございます。そうしますと、国庫補助が十一億八千六百四十万円、そ
れから福生市の負担が二億五千三百四十万九千円、羽村町の負担が一
千七百十五万三千円、瑞穂町が三千六百十八万八千円でございます。こ
れは全体の計画の数字でございます。このうち、計画では工事費その
ものは十三億六千五百万円でございますので、たゞいま契約の金額と
十三億五千五百万円になっておりますので、この数字が、その率で負担

が下がってまいります。それは全体的な計画のもとに出した数字でございします。

負担割合については以上でございします。

○二十番(貫井喜代次君) 私がお尋ねしているのは負担割合が、もちろん負担割合がこうだから五十六年度は羽村が残り、瑞穂が残り、その工事の延長は残りか、こういうふうなことを聞いてあるわけであり、どのような負担割合を、もちろん説明してもらえたいわけですが、れども、瑞穂、羽村が五十六年度から五十九年までに、たとえば五十六年度は福生分だけであつて、五十七年度は羽村分にかかる、あるいは、五十九年度は瑞穂分にかかる、その工事の延長と負担金が残りかという内容を教えてもらいたいという質問だつたんですが、その点を、はき違えのないように回答をしていただきたいと思います。

○議長(末次性男君) 質問の途中になりますが、時間延長についてお諮りをいたします。お諮りいたします。

今日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて今日の会議時間は延長することに決定いたしました。(議長、暫時休憩と呼ぶ者あり)

暫時休憩いたします。

午後四時二十分 休憩

午後四時五十八分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

○建設部長(内田和雄君) 大変申しわけございません。年度別の各市の負担、補助金等について御説明申し上げます。まず繰り越し分でございしますが、五十六年度の繰り越し分の額でござい

ますが、補助金としましては二億九千八百三十六万八千円、それから福生市の負担が六千四百七十二万五千元、それから羽村町分負担が四百四十三万五千元、それから瑞穂町分の負担が九百三十三万二千元でござ

います。それから五十七年度分の追加があるわけですが、その負担割合が、国庫補助が一億八千二百八十八万円、それから福生市の負担が三千七百七十九万円、（「やつくり言うてくれ」と呼ぶ者あり）はい。一億八千二百八十八万円が国庫補助です。それから福生市の負担が三千七百七十九万円でござい

ます。それから羽村町の負担分が二百五十万円でござい

それから瑞穂町分が五百五十二万円でござい

それから五十八年度分でござい

ますが、国庫補助が六億六千二百八十六万一千円でござい

ます。それから福生市の負担が一億三千八百三十万円でござい

ます。それから羽村町分が九百五十五万九千円でござい

ます。それから瑞穂町分が一千九百八十五万七千円でござい

ます。それから五十九年度分国庫補助が四千六十五万九千円でござい

それから福生市分が九百二十八万八千円でござい

ます。それから羽村町分が六十三万六千円でござい

ます。それから瑞穂町分が百三十四万

でござい

以上が年度別の各市町の負担額でござい

○企画財政部長（生子国利君）

先ほどの地方財政法の四条の三でござい

ます。確かにお説のとおり長期的視野に立ちますと財政的問題というものが生じるわけですが、これに対して市側としても十分その点について

は自己負担も当然二割あるわけ

です。二割の中には先ほど建設部長が話しておりますとおり羽村、瑞穂の分もござい

ますが、これらにつきましては十分負担は確保できるといふような前提に立っております。

それから、もう一つ大きなのは八割分の防衛補助

です。防衛補助につきましては、これは一番懸念される点でござい

ますが、実際に建設部等におきましては防衛と十分その折衝をいたしまして、これは大蔵

その他につきは十分配慮しておりますので、まず間違いないといふ

に説明できるんじゃないかと思

います。なお、いままでの関連としまし

ても、やういうケースが二、三、公民館あるいは図書館、やういったものにつきましては、やういうケースがござりました。この防衛補助につきましてはやういう観点からまず心配ないというふうに考えまして、今回この債務負担行為を起した次第でございます。

以上、説明いたします。

○二十二番(貫井喜代次君)

先ほどの負担金についてはよくわかりました。

それで、いま一つ、このいわゆる地財法——地方財政法の、先ほど私が申したのは第四条の二の建設事業に要する経費の問題の中で財政運営の考慮といふことがあるのは——なぜ私がやういうふうなことをお聞きしたかと言うと、考慮する、四年間の長期にあたるので、この法律にありすとおり、当該年度のみならず翌年度以降における財政の状況を考慮し、その健全な運営を行うことが内容になればならぬというのがここにうたわれているわけです。さっきもちうと申し上げたけれども、経済の状況性は変化してくるであらうというので、この大きな額の中の二〇%を、これは自己負担、八〇%は防衛補助と、やういうことです。したがつて、その

二〇%に対して、これは今後健全な財政の運営ができるのかどうかと、

これは国庫補助であるからやういうふうな心配はないんだということであれば、この四年間にわたる債務負担行為、自治法に基づく債務負担行為もよろしいけれども、なぜ、これが二年間ぐらいに切つてできなかったかというふうなことが一つある。これは、いわゆる立て坑の問題から工事を進める上において、どうしてもやういうふうなことにやらざるを得なかったということがあるかもしれませんが、余りにも長期にあたるので、やういふことがわかりますけれども、余りにも長期にわたるので、やういふ財政運営が今後どうなっていくか。二〇%と言っても大きな金額になるので、やういふことを質問したものですけれども、いま申し上げたように、もうやういふ心配はありませんというのであればよろしいんですが、その点ひとつ、一つだけお聞きしておきたいと思ひます。

○助役(古谷徳男君)

自席からお答え申し上げます。

ただいま企画財政部長の方から、心配はないということで債務負担行為と、やういふことで御議決をいただいておりますわけでございますので、総体の事業といたしましてすでに決定しております事業でございますし、

国ではほどの財政の変化、こういうものが無い限りではこの計画どおり
間違いない、このように思っております。

○二十番(貫井喜代次君)

いま一回だけ……

いま助役が言われた回答と、

私が聞いてゐるのは、私の質問の内容がまずかったかと思ふ人だけれど
も、国の方は心配ないと。私は二〇%に対して今後そういうふうなこ

が心配はないということだ、

国の方は国であれするから、だからさうさ国庫

補助で八〇%でやるんだからその方はよろしいということであとの二〇%に対して

自己負担に対して財政運営の考慮というものが法で決められて、そういう

ことがあつてはならないということであるので、そういう点も考慮してのこれの
四カ年のここにありますように十三億五千五百万円ということであるのか
どうか。

二〇%が自己負担で、

自己負担と言うと福生ばかりじゃなくて、これは

関連があつて

羽村、瑞穂一市二町に關係するもので、こうした長期のこ

とに対する工事でありますので、それらのことをうなはに心配しなくたっていい
と、大丈夫だということをやつてゐると思ひますけれども、念のため私は聞いた

わけです。これ最後に聞きます。

○助役(古谷徳男君)

質問の趣旨がらうとされました申しわけございません。

ただいま部長の方から御説明したように二〇%分についてはその財政の面

では、そういう心配はないと、こういうふうに思っております。(「はい、了解」と呼

ぶ音あり)

○二十番(指田保雄君)

私は一点お聞きしたいんですが、先ほど契約の各

年度の金額等が発表になつたわけですが、たとえば五十六年度を二〇

とした場合に、御承知のとおり年間五%前後の最低でも物価上昇が

見込まれると、そういう場合に五十七年度一〇五%、五十八年度二〇・二五

%、五十九年度は一六・七%、このように工事費の人件費や工事資材、

そういうものがアップが見込まれるわけですが、そういう平均をとり

ましてこの十三億五千五百万円の一〇%としても一億三千五百万円がこれから

よけいにかかる人ではないかと、このように考えざるわけですが、その点、

心配がないのかどうかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○総務部長(浅見裕康君)

お答えを申し上げます。

確かに御指摘のとおり一応非常に足かけ四年というより長期の工事でございますのでいま御心配をいただいたような形が実際に発生するきらいが十分ございます。ただ、これは補助事業でございますので、当然八割はおかつ補助率の中に繰り入れられるわけでございますので、当然国との協議あるいは国からの指示、うういったものを踏まえて、市もそれによつて対応していきたいと考えております。

具体的には契約書の中にいわゆる契約事項として入れるか、あるいはいわゆる契約書の記載事項以外のものとして相手協議の上、決定するといふふうな表現にするか、これについてはなお検討したいと思ひますけれども、一応うういった物価の激変に伴います措置としてはある程度国の平均的な基準がございしますので、それに基つて国から何らかの協議あるいは指示があると思ひますので、それに対応して遺憾のないような措置をとっていきたいと考えております。

○二十番(指田保雄君) 激変のううな場合には工事費が上がるということ、私は理解したわけですがけれども、激変というのは、じゃあ大体何%ぐらいい

物価が上昇した場合に激変と言ふのか。毎年五%ぐらいずつ上がつていった場合には、これは激変じゃないのか。うう辺のところの考え方を……
○総務部長(浅見裕康君) この対応をどういう基準でやるんだということは明確に規定はされておりません。言つてしまえば当然発注者の考え方で、いわゆる裁量によつてその措置をするという形に相なるかと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように八割という高い補助率の事業でございしますので、当然国の対応というのはある程度方向づけられますと、市は二割負担でございすけれども、相当これも大きな工事でございますので、ある程度の負担増になるわけでございます。とりあえず国の、先ほど申し上げましたような指示あるいは決定、ううしたものを下げました段階で十分配慮はしていきたいと考えております。

○二十番(指田保雄君) 余りすつきりしないですけれども、三回目ですからこれでやめますけれども、いずれにしても、これは一〇%も上げれば当然、業者は何とかしてくれと、これはもうけがなくなつちやいますから、言つてくることは間